

新陵中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な方針

基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止等対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの特質等について校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- イ 集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、生徒が自主的に行うボランティア活動等のいじめ防止に資する生徒会活動を支援する。

② いじめを早期に発見するための措置

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・ 生徒対象いじめアンケート調査「集団機能調査」(年3回)
 - ・ 生徒対象いじめアンケート調査「学期末調査」(年2回)
 - ・ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査(年1回)
- イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ いじめ相談窓口の設置(S Cへの直通電話)
 - ・ 「こころの相談箱」の設置
 - ・ 保護者からの相談を随時受けることを周知する。
- ウ 相談や通報があった事案は、「いじめ対策検討会議」を通して情報を共有し、速やかに対応する。
- エ いじめの防止等のための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネット上のいじめに対する対策

- ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、予想されるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進する。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、直ちに削除する措置を取る。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、教育委員会に連絡する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策検討会議」を設置する

開催 定例会を年2回程度開催し、いじめと思われる事案が発生した場合には、会議を緊急開催する。(生徒指導係との連携)

活動

- ア いじめの未然防止に関すること
- イ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ウ いじめ事案に対する対応(情報収集から報告まで)に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

構成員

- ◎生徒指導部長
- 学年生徒指導係
- 学年主任
- 養護教諭
- 特別支援教育コーディネーター
- スクールカウンセラー
- 教頭

※緊急開催の会議には、担任や部活動のスポンサーなども構成員にすることができる。

※事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を検討し、校長が任命する。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等での学習措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

3 いじめによる重大な事態が生じた場合

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う

- ① 重大事態が発生した場合は所轄警察署に通報するとともに、市教委に速やかに報告する。
- ② 市教委と協議の上、当該事案に対処する「いじめ重大事態調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【「いじめ重大事態調査委員会」の構成】

- 校長 ◎教頭 ○生徒指導部長 ○当該学年生徒指導係 ○当該学年主任 ○担任
- 養護教諭 ○スクールカウンセラー ○特別支援教育コーディネーター

※ 事案内容により構成員については市教委と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識や経験を有する者等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。